東京医科歯科大学大学院学則

平成16年4月1日 規程 第 5号

第1章 総則

- 第1条 東京医科歯科大学大学院(以下「本学大学院」という。)は学術の理論及び応用 を教授研究し、その深奥をきわめ、文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 研究科又は専攻ごとにおける人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、当該研究科において別に定める。
- 第2条 本学大学院に、次の課程を置く。
 - (1) 医学又は歯学を履修する博士課程
 - (2) 修士課程及び後期3年の課程のみの博士課程(以下「後期3年博士課程」という。)
 - (3) 前期及び後期の区分を設けない博士課程(以下「一貫制博士課程」という。)
- 第2条の2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能 カ又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。
- 2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他 の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな 学識を養うことを目的とする。

第2章 組織

第3条 本学大学院に、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程(平成16年規程第 1号)の定めるところにより、次の研究科を置く。

医歯学総合研究科

保健衛生学研究科

- 第3条の2 本学大学院に、学外研究機関等の研究者等と連携して大学院教育を行う連携 大学院実施のため、連携大学院分野を置くことができる。
- 2 連携大学院分野については、別に定める。
- 第4条 医歯学総合研究科に、次の課程、専攻及び講座を置く。

課程	専 攻 名	講座名
修士課程	医歯理工保健学	

博士課程	医歯学	口腔機能再構築学 顎顔面頸部機能再建学 生体支持組織学 環境社会医歯学 老化制御学 全人的医療開発学 認知行動医学 生体環境応答学 器官システム制御学
		先端医療開発学
	東京医科歯科大学・チリ大	
	学国際連携医学系	
	東京医科歯科大学・チュラ	
	ロンコーン大学国際連携歯	
	学系	
	東京医科歯科大学・マヒド	
	ン大学国際連携医学系	
		医用器材学
	生命理工医療科学	統合分子疾患科学
		生体検査科学
		口腔保健学

- 2 医歯学総合研究科医歯理工保健学専攻に、医療管理政策学コース及びグローバルヘルスリーダー養成コースを置く。
- 3 前項の医療管理政策学コースは、これを次のコースに区分するものとする。
 - (1) 医療管理学コース
 - (2) 医療政策学コース
- 4 前 2 項に定めるもののほか、医歯学総合研究科に履修上の区分として次の コース又はプログラムを置く。
 - (1) 先制医療学コース
 - (2) 先制医歯理工学コース
 - (3) 臨床疫学プログラム
- 第5条 保健衛生学研究科に、次の課程、専攻及び講座を置く。

課程	専攻名	講座名
博士課程	看護先進科学	基盤看護開発学 臨床看護開発学 先導的看護システム開発学

2 保健衛生学研究科看護先進科学専攻に履修上の区分として、災害看護グロー バルリーダー養成コースを置く。

第3章 収容定員

第6条 本学大学院の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

(1) 医歯学総合研究科

課程	専 攻 名	入学定員	収容定員
修士課程	医歯理工保健学 (医療管理学コース) (医療政策学コース) (グローバルヘルスリーダー養成コース)	1 3 1 (5) (1 0) (9)	257 (5) (20) (18)
	医歯学	181	7 2 4
	東京医科歯科大学・チリ大学 国際連携医学系	3	1 5
博士課程	東京医科歯科大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系	3	1 5
	東京医科歯科大学・マヒドン 大学国際連携医学系	3	1 2
	生命理工医療科学	2 5	7 5

備考 括弧内の数字は、医療管理政策学コース及びグローバルヘルスリーダー養成コースに係る定員の数を内数で示す。

(2) 保健衛生学研究科

課程	専	攻	名	入学定員	収容定員
博士課程 看護先進科学		1 3	6 5		

第4章 修業年限等

第7条 本学大学院の標準修業年限は、次のとおりとする。

(1) 医歯学総合研究科

課程	専 攻 名	標準修業年限
修士課程	医歯理工保健学	2 年
	医療管理学コース	1 年
	医療政策学コース	2 年
	グローバルヘルスリーダー養成コース	2 年
	医歯学	4 年
	東京医科歯科大学・チリ大学国際連携医学系	5 年
博士課程	東京医科歯科大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系	5 年
	東京医科歯科大学・マヒドン大学国際連携医学系	4年
	生命理工医療科学	3 年

(2)保健衛生学研究科

課程	専 攻 名	標準修業年限
博士課程	看護先進科学	5 年

- 第8条 学生は、指導教員及び研究科長を経て、学長の許可を得た場合には、在学期間を 前条各課程の標準修業年限の2倍まで延長することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、東京医科歯科大学・チリ大学国際連携医学系専攻については、在学期間を6年まで延長することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、東京医科歯科大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学 系専攻については、在学期間を8年まで延長することができる。

第5章 学年、学期及び休業日

- 第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 前項の規定にかかわらず、学長は本学大学院において必要と認めるときは、 学年の始期及び終期を変更することができる。
- 第10条 学年を分けて、次の学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は本学大学院において必要と認めるときは、 各学期の始期及び終期を変更することができる。
- 第10条の2 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 本学創立記念日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業
- 2 前項の休業日において、特に必要がある場合には、授業を行うことができる。
- 3 第1項第4号から第6号の期間は、各研究科において別に定める。
- 4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第6章 教育課程、授業科目、履修方法及び単位等

- 第11条 本学大学院は、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 2 教育課程の編成に当たっては、本学大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。
- 第11条の2 本学大学院において必要と認めるときは、学校教育法第105 条に規定する本学大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成する ことができる。
- 2 前項に定めるもののほか、特別の課程の編成に関し必要な事項は、別に定める。
- 第11条の3 本学大学院において教育上の目的を達成するために必要があると認めるときは、第11条の規定にかかわらず、他大学の大学院が開設する授業科目を、本学大学院の教育課程の一部とみなして、それぞれの大学院ごとに同一内容の教育課程を編成することができる。
- 2 前項に規定する教育課程(以下「共同教育課程」という。)を編成する大学院(以下「構成大学院」という。)は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。
- 第11条の4 本学大学院に、第49条第1項に規定する外国人留学生を主に 対象とする特別な教育プログラムを、本学大学院が開設する授業科目の一部 を組み合わせ体系的に編成することにより開設することができる。
- 2 前項に定める教育プログラムに関し必要な事項は別に定める。
- 第 1 1 条 の 5 本 学 大 学 院 の 教 育 は 、 授 業 科 目 の 授 業 及 び 研 究 指 導 に よ っ て 行 う も の と す る 。
- 第11条の6 本学大学院の課程において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

- 第11条の7 学生が教育研究分野の変更を願い出た時は、やむを得ない理由があると研究科長が判断した場合に限り、変更を許可することがある。
- 第 1 1 条 の 8 本学大学院において開設する授業科目及びその単位数については、別に定める。
- 第 1 1条の 9 1単位の授業科目を、4 5 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位当たりの授業時間を次の基準により、各研究科教授会の意見を聴いて学長が別に定める。
 - (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲
 - (2) 実験及び実習については、30時間から45時間の範囲
- 2 前項の規定にかかわらず、学位論文の作成又は特定の課題についての研究を授業科目により指導する場合においては、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらの学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 第12条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたること を原則とする。
- 第12条の2 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合には、この限りでない。
- 第12条の3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 第12条の4 本学大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 2 本学大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、 客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するととも に、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
- 第13条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科において支障のない場合に限り、その計画的な履修(次項において「長期履修」という。)を認めることがある。
- 2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、当該研究科が定める。

第7章 他の研究科又は大学院等における修学及び留学

- 第14条 学生が、本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について 修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条に規定する科 目等履修生及び特別の課程(履修証明プログラム)履修生として修得した単位を含む。) を本学大学院において教育上有益と認めるときは、本学大学院における授業科目の履修 により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により本学大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、15単位を超えないものとする。ただし、第14条の2 第1項及び第15条第1項の規定により本学大学院の研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。
- 第14条の2 本学大学院の研究科において教育上有益であると認めるときは、 あらかじめ本学大学院の他の研究科と協議の上、学生が当該他の研究科の授 業科目を履修すること又は当該他の研究科において研究指導の一部を受ける ことを認めることがある。
- 2 前項の規定により履修した他の研究科の授業科目について修得した単位は、 15単位を限度として、学生の所属する研究科において履修した単位とみな す。ただし、第14条第1項及び第15条第1項の規定により本学大学院の 研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えない ものとする。
- 3 第1項の規定により受けた研究指導は、学生の所属する研究科において受けた研究指導とみなす。
- 第15条 学生が、他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると本学大学院の研究科において認めるときは、あらかじめ当該他の大学院と協議の上、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることがある。
- 2 前項の規定により履修した他の大学院の授業科目について修得した単位は、15単位を限度として、本学大学院の研究科において修得した単位とみなす。ただし、第14条 第1項及び第14条の2第1項の規定により本学大学院の研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。
- 第15条の2 本学大学院の共同教育課程に在籍する学生が、他の構成大学院において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位は、本学大学院における共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなす。
- 第16条 学生が他の大学院、研究所又は高度の水準を有する病院(以下「他の大学院等」という。)において研究指導を受けることが教育上有益であると本学大学院の研究科において認めるときは、別に定めるところにより、あらかじめ、当該他の大学院等と協議の上、学生が当該他の大学院等において研究指導の一部を受けることを認めることがある。ただし、修士課程及び博士(前期)課程の学生にあっては、その期間は1年を超えないものとする。
- 2 前項の規定により受けた研究指導は、本学大学院の研究科において受けた研究指導と みなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、本学大学院の共同教育課程に在籍する学生が、

他の構成大学院において受けた共同教育課程に係る研究指導は、本学大学院において受けた共同教育課程に係る研究指導とみなす。

- 第17条 学生が外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関等(以下「外国の大学院等」という。)において修学することが教育上有益であると研究科において認めるときは、別に定めるところにより、あらかじめ、当該外国の大学院等と協議のうえ、学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることがある。ただし、やむを得ない事情により、当該外国の大学院等とあらかじめ協議を行うことが困難な場合には、留学を認めた後に当該協議を行うことができる。
- 2 前項の規定による許可は、当該研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。
- 3 前項の許可を得て留学する期間は、原則1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、さらに1年を限度として留学期間の延長を認めることがある。
- 4 第3項の規定により留学した期間は、在学年数に算入する。ただし、第29条の規定により許可された留学(以下「休学留学」という。)については、この限りではない。
- 5 留学を許可された学生は、休学留学の場合を除き、留学期間中においても本学の授業 料を納付しなければならない。
- 6 第1項の規定により留学して得た修学の成果は、本学大学院の研究科において修得した単位(第14条の2及び第15条の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を限度とする。)又は受けた研究指導とみなす。
- 7 前項に係る手続等については、各研究科において定める。
- 8 第6項の規定は、休学留学の場合、外国の大学等が行なう通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び学生が外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合においても準用する。
- 9 留学を許可された学生において、次の各号の一に該当したときには、本学と外国の大学等との協議に基づき、教授会等の意見を聴いて学長が留学を取り消すことができる。
 - (1) 外国の大学等が所在する国の情勢や自然災害等により、学修が困難であると認められるとき。
 - (2) 留学生として、外国の大学等の規則に違反し、又はその本分に反する行為が認められるとき。
 - (3) その他留学の趣旨に反する行為があると認められるとき。
- 10 留学に関する必要な事項は、別に定める。

第8章 課程修了の要件等

- 第18条 各授業科目の履修の認定は、試験又は研究報告等により、授業科目担当教員が 学期末又は学年末に行う。
- 第19条 授業科目の履修の認定については、別に定める。
- 第20条 修士課程を修了するためには、本学大学院修士課程に2年(第4条第3項第1号の医療管理学コースにおいては1年)以上在学し、所定の授業科目について30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を挙

げた者と研究科委員会において認めた場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、修士課程の目的に応じ研究科委員会において適当と認めるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。
- 3 博士課程医歯学専攻を修了するためには、本学大学院博士課程医歯学専攻に4年以上 在学し、所定の授業科目について30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた 上、学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、 在学期間に関しては、優れた研究業績を挙げた者と研究科委員会において認めた場合に は、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 4 第4条第1項に規定する外国の大学と連携した教育課程(以下「国際連携教育課程」という。)を編成する専攻(以下「国際連携専攻」という。)を修了するためには、本学大学院博士課程国際連携専攻に第7条第1号に規定する標準修業年限以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、修了に必要な単位数には、第14条、第14条の2、第15条、第17条第6項及び第8項の規定により修得したものとみなす単位を含まないものとする。

5 削除

- 6 後期3年博士課程生命理工医療科学専攻を修了するためには、本学大学院後期3年博士課程生命理工医療科学専攻に3年以上在学し、所定の授業科目について20単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を挙げた者と研究科委員会において認めた場合には、1年(2年未満の在学期間をもって修士課程又は博士(前期)課程を修了した者にあっては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。
- 7 一貫制博士課程看護先進科学専攻を修了するためには、本学大学院一貫制博士課程看護先進科学専攻に5年(修士課程又は博士(前期)課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、所定の授業科目について38単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を挙げた者と研究科委員会において認めた場合には、3年(修士課程又は博士(前期)課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。
- 8 一貫制博士課程共同災害看護学専攻を修了するためには、本学大学院一貫制博士課程 共同災害看護学専攻に5年以上在学し、所定の授業科目について50単位以上(それぞれの構成大学院において共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上修得する。)修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、修了に必要な単位数には、第14条、第14条の2及び第15条の規定により修得したものとみなす単位を含まないものとする。
- 9 第7項の規定にかかわらず、標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程又は博士(前期)課程を修了した者及び優れた研究業績を上げ1年以上の在学期間をもって修士課程又は博士(前期)課程を修了した者で、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認めるものの在学期間に関しては、当該課程に修士課程又は博士(前期)課程における在学期間(2年を限度とする。)を含めて3年以上在学すれば足りるものとする。

第21条 学位論文の審査及び最終試験に関することは、東京医科歯科大学学位規則(平成16年規則第56号。以下「学位規則」という。)に定めるところにより行うものとする。

第9章 学位

第22条 本学大学院を修了した者には、次の区分により修士又は博士の学位を授与する。

研 究 科	課	程	専	攻		学	位
	修士課程		医歯理工保健学政策プロースをいるの策学コースをはまする医歯理工保健学政策理工保健学工保健学工保健学のレース)	びグロー・ダー養成 (医療管理	修修修修修修修修	(理学) (保健) (医疗	斗学) 学) 学) 空保健学) :学)
医歯学総合研 究科			医歯学		博士	(医 (歯 (数理 (学	学) 里医科学)
	博士課程	東京医科歯科大学国際連携医学系		博士	(医	学)	
		東京医科歯科大学ンコーン大学国際系		博士	(歯	学)	
			東京医科歯科大学ン大学国際連携	-	博士	(医	学)
			生命理工医療科学	Ž	博士 博士	(理学 (工学 (保健 (口腔	≱)
保健衛生学研 究科	博士課程	!	 看護先進科学 		博士	(看護	(学)

共同災害看護学

- 2 前項に規定するもののほか、一貫制博士課程看護先進科学専攻においては、 第20条第1項及び第2項に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした 者に対しても、修士(看護学)の学位を授与することができる。
- 第23条 前条第1項に定めるもののほか、本学大学院学生以外の者が、論文を提出して 博士の学位を請求したときは、学位規則の定めるところにより、学位論文の審査及び最 終試験に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すること が確認された者に対し博士の学位を授与する。

第10章 入学、休学、転学、転専攻、退学、除籍

- 第24条 入学の時期は、学年の始期とする。ただし、学長が必要と認めるときは、学期 の始期に入学させることができる。
- 第25条 修士課程及び一貫制博士課程看護先進科学専攻に入学することのできる者は、 次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 大学(短期大学を除く。)を卒業した者
 - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位 を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより 当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が三年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設(前号の指定を受けたものに限る。)において課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が 定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上 の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

- (11) 大学に3年以上在学し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって 修得したものと認めた者
- (12) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において、所 定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (13) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (14) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 15年の課程を修了したものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度 において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該 課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したもの と認めた者
- 2 博士課程医歯学専攻に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者 とする。
 - (1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学(修業年限が6年のものに限る。)を履修する 課程を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより 当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医 学)を修了した者
 - (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (5) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設(前号の指定を受けたものに限る。)において課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者 (昭和30年文部省告示第39号)
 - (7) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者を本学大学院において大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた もの
 - (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学(医学、歯学、薬学(修業年限が6年のものに限る。)又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
 - (9) 大学(医学、歯学、薬学(修業年限が6年のものに限る。)又は獣医学)に4年以上在学し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (10) 外国において学校教育における16年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得し

たものと認めた者

- (11) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (12) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16年の課程(最終の過程は、医学、薬学、薬学又は獣医学)を修了したとされるもの に限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育 施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本学大学院に おいて、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- 3 後期3年博士課程生命理工医療科学専攻に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位 又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度 において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該 課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法 (昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際 連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当す る学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、 大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士 の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者 (平成元年文部省告示第118号)
 - (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- 4 博士課程国際連携専攻に入学することのできる者は、第2項各号のいずれかに該当し、 かつ共同で教育課程を編成した外国の大学院(以下「国際連携大学」という。)の入 学資格を満たす者とする。
- 第26条 入学検定は、人物、学力及び身体について、学長が当該研究科委員会の意見を 聴いて行うものとする。ただし、学力検査は試験検定とし、試験の方法は、その都度定 める。
- 第27条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、定められた期日までに本 学学生としての本分を守る旨、誓約書に署名し、その他所定の書類を提出するとともに、 入学料を納付するものとする。ただし、第41条の規定により入学料の免除又は徴収猶 予を申請し受理された者にあっては、当該免除又は徴収猶予を許可し又は不許可とする までの間、入学料の徴収を猶予する。
- 2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。
- 3 学長は、入学(再入学及び転入学等を含む。)を許可した者に対し、学生証を交付するものとする。

- 4 前項に規定するもののほか、学生証に関し必要な事項は別に定める。
- 第28条 学長は、本学大学院を退学した者が、再入学を願い出たときは、選考の上、当該研究科委員会に意見を聴いて、入学を許可することがある。
- 2 前項に関し必要な事項は、当該研究科が別に定める。
- 第29条 学生が病気、留学その他の事由により、3ケ月以上休学しようとするときは、 所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。この場合、学長は当 該研究科委員会に意見を聴いて、その可否を決定するものとする。
- 第30条 前条による休学者で休学期間中にその事由が消滅したときは、所定の手続により、復学を願出ることができる。この場合、学長は当該研究科委員会に意見を聴いて、 その可否を決定するものとする。
- 第31条 休学は、1年を超えることはできない。ただし、特別の事由があるときは、学 長は研究科委員会に意見を聴いて、更に1年以内の休学を許可することがある。休学期 間は修業年数に算入しない。
- 第32条 学長は、特に必要と認めたものには、当該研究科委員会に意見を聴いて、休学 を命ずることがある。
- 第33条 学長は、他の大学院に在学する者が、本学大学院に転学を願い出たときは、選 考の上、当該研究科委員会に意見を聴いて、転学を許可することがある。
- 2 前項に関し、必要な事項は、当該研究科委員会が別に定める。
- 第34条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、その理由を具して学長に願い出て、その許可を受けなければならない。この場合、学長は当該研究科委員会に意見を聴いて、その可否を決定するものとする。
- 第34条の2 学長は、第25条第3項のいずれかに該当する者が、本学大学院 一貫制博士課程看護先進科学専攻に編入学を願い出たときは、選考の上、当 該研究科委員会に意見を聴いて、入学を許可することがある。
- 2 前項の編入学に関し必要な事項は、当該研究科が別に定める。
- 第34条の3 学長は、学生が所属研究科内において他の専攻への転専攻を願い出たときは、選考の上、当該研究科委員会の意見を聴いて、転専攻を許可することがある。
- 2 転専攻に関し必要な事項は、当該研究科が別に定める。
- 第35条 学生が病気その他の事由で退学しようとするときは、所定の手続により、学長に願出てその許可を受けなければならない。この場合、学長は当該研究科委員会に意見を聴いて、その可否を決定するものとする。
- 第36条 学長は学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該研究科委員会の意見 を聴いて、除籍する。

- (1) 病気その他の事由で成業の見込がないと認めたとき
- (2) 第7条に定める標準修業年限を超えて在学期間延長又は退学の意思を示さないとき。
- (3) 第29条により休学し、第31条に定める期間内に復学又は退学の意思を示さないとき。
- (4) 死亡又は行方不明となったとき。
- (5) 入学料の免除の申請をした者で、免除を許可されなかったもの又は半額免除を許可されたものが、納付すべき入学料を免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に納付しないとき。
- (6) 入学料の徴収猶予の申請をした者で、徴収猶予を許可されなかつた者が、納付すべき入学料を徴収猶予の不許可を告知した日から起算して14日以内に納付しないとき。
- (7) 入学料の徴収猶予を許可された者が、納付期限までに入学料を納付しないとき。
- (8) 授業料を所定の期日までに納入しない者で、督促を受け、なおかつ納入を怠るとき。
- 2 前項第5号は、第41条第3項の規定により徴収猶予の申請をした者には 適用しない。

第11章 入学検定料、入学料及び授業料

第37条 授業料、入学料及び検定料の額については、別に定める。

第38条 入学志願者は、出願と同時に検定料を納付しなければならない。

第39条 授業料の額は、別に定めるところによるものとし、年額の2分の1ずつを次の 2期に分けて納付しなければならない。

前期 5月31日まで

後期 11月30日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が第10条第2項に基づき学期の始期及び 終期を変更した場合は、納付時期を必要に応じて適宜変更することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収することができる。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収することができる。
- 第40条 既納の料金はいかなる事由があっても返還しない。
- 2 前条第3項の規定に基づき授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、前項の規定にかかわらず、納付した者の申出により当該 授業料に相当する額を返還する。
- 3 前条第2項及び第3項の規定に基づき授業料を納付した者が、後期分授業料の徴収時期以前に休学又は退学した場合には、第1項の規定にかかわらず、後期分の授業料に相当する額を返還する。
- 4 学生又は学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると学長が認めた場合には、授業料、入学料及び検定料について、第1項の規定にかかわらず、返還することができる。

- 第41条 本学大学院に入学する者であって経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者並びに前記に該当しない者であっても、本学大学院に入学前1年以内において、入学する者の学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくはその者の学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる者及び当該者に準ずる者であって、学長が相当と認める事由がある者については、本人の申請により、入学料の全額又は半額を免除することがある。
- 2 本学大学院に入学する者であつて、経済的理由によつて納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者、入学前1年以内において学資負担者が 死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに 入学料の納付が困難であると認められる者及びその他やむを得ない事情があると認め られる者については、本人の申請により入学料の徴収猶予をすることがある。
- 3 入学料の免除の申請をした者で、免除を許可されなかつた者又は半額免除を許可された者のうち、前項に該当する者は、免除の許可を告知した日から起算して14日以内に 徴収猶予の申請をすることができる。
- 4 前3項の取扱いについては、別に定める。
- 第42条 停学に処せられた者の授業料は徴収するものとする。
- 第43条 行方不明、その他やむを得ない事由がある者の授業料は、所定の手続により、 徴収を猶予することがある。
- 第44条 死亡、行方不明又は授業料の未納を理由として第36条の規定により除籍された者の未納の授業料は全額を免除することがある。
- 第45条 授業料の納付期限以前に休学又は退学の許可を受けた者の授業料の全額又は その一部を免除することがある。
- 2 前項の取扱については別に定める。
- 3 各学期の中途で復学する者のその期の授業料は、復学当月から当該学期末まで月割計 算により復学の際徴収する。
- 第46条 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる 者及び学生又は学生の学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難と認め られる者については、本人の申請により授業料の全額若しくはその一部を免除又は徴収 猶予することがある。
- 2 前項の取扱については別に定める。

第47条 削除

第48条 削除

第12章 外国人留学生

第49条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、第25条第1項から第4項の規定により、本学大学院に入学を志願する者があるときは、本学大学院の教

育研究に支障のない場合に限り、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 その他外国人留学生については、別に定める。

第13章 特別聴講学生、特別研究学生及び短期交流学生

- 第50条 他の大学院の学生又は外国の大学院等の学生で、本大学院研究科等の授業科目 の履修を志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等と協議して定め るところにより、特別聴講学生として入学を許可することがある。
- 2 特別聴講学生の受入れの時期は、学期の始めとする。ただし、当該特別聴講学生が外国の大学院等の学生で、特別の事情がある場合の受入れの時期は、研究科等においてその都度定めることができる。
- 3 その他特別聴講学生については、別に定める。
- 第51条 他の大学院の学生又は外国の大学院等の学生で、本大学院研究科等において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等と協議して定めるところにより、特別研究学生として入学を許可することがある。
- 2 特別研究学生の受入れの時期は、原則として、学期の始めとする。
- 3 その他特別研究学生については、別に定める。
- 第52条 この章又は細則に定めるものを除くほか、特別聴講学生及び特別研究学生の取扱いについては、この学則(特別聴講学生又は特別研究学生が外国人である場合には、東京医科歯科大学外国人留学生規則(平成16年規則第182号)を含む。)の大学院学生に関する規定を準用する。
- 第52条の2 本学以外の国内外の教育施設に学生として在学中である者で、本学の教員から特定の事項について、指導又は助言を受け本学で研究又は研修等を行うことを志願するものがあるときは、短期交流学生として受入を許可することがある。
- 2 短期交流学生に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 科目等履修生及び聴講生

- 第53条 本学大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者が あるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。
- 第54条 前条により入学した者には、第18条の規定を準用し、単位を与える。
- 第55条 その他科目等履修生については、別に定める。
- 第55条の2 本学大学院が開設する授業科目中、特定の授業科目について聴講を志願する者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。
- 2 その他、聴講生については、別に定める。

第15章 大学院研究生

- 第56条 本学大学院教員の指導を受け、特定の専門事項について研究しようとする者は、 選考の上、大学院研究生として入学を許可することがある。
- 2 その他大学院研究生については、別に定める。

第16章 教員組織

第57条 大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、当該研究科委員会等の意見を聴いて、学長が命ずる。

第17章 国際連携専攻

- 第58条 本学大学院に国際連携専攻を設けるときは、国際連携大学と教育課程を編成し 円滑に実施するため、協議の場に関する事項を別に定める。
- 2 前項の規定による協議の場は、学長又は学長が指名した者により構成する。
- 3 国際連携専攻は、第11条第1項の規定にかかわらず、国際連携大学と共同して授業 科目(以下「共同開設科目」という。)を開設することができる。
- 4 前項の共同開設科目を開設した場合、当該国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の 履修により修得した単位は、5単位を超えない範囲で当該国際連携専攻又は国際連携大 学のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、国際連携大学におい て修得した単位数が同条第7項の規定により国際連携大学において修得することとさ れている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を国際連携 大学において修得した単位数とすることはできない。
- 5 国際連携専攻は、国際連携大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目に ついて修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したも のとみなす。
- 6 国際連携専攻は、学生が国際連携大学において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該国際連携教育課程に係るものとみなす。
- 7 国際連携専攻の修了要件は、第20条第4項に定めるほか、国際連携専攻において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により15単位以上を修得するとともに、それぞれの国際連携大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上修得する。
- 8 国際連携専攻については、第29条中「3ヶ月以上」を削り、第34条、第53条、 第55条の2及び第56条の規定は適用しない。
- 第59条 学長は、国際連携専攻の維持に関し相手国の状況(天災、騒乱等)により正常な運営を行うことが出来ないと判断した場合には、国際連携大学の長と協議の上、運営に関し緊急に講ずべき措置について決定する。

第18章 雑則

第60条 この学則に定めるもののほか、大学院学生に関し必要な事項については、東京 医科歯科大学学則(平成16年規程第4号)を準用する。

附則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 第8条第1号の規定にかかわらず、医歯学総合研究科博士課程の平成16年度及び平成17年度の収容定員は、それぞれ次のとおりとする。

	及の私日た兵166、これに	1000000	,
		収 容	定 員
区分	専 攻 名	平成16年度	平成17年度
修士課程	医歯科学	75	95
	(医療管理学コース)	(5)	(5)
	(医療政策学コース)	(10)	(20)
博士課程	口腔機能再構築学系	168	168
	顎顔面頸部機能再建学系	120	120
	生体支持組織学系	74	73
	環境社会医歯学系	80	80
	老化制御学系	40	40
	全人的医療開発学系	32	32
	認知行動医学系	80	78
	生体環境応答学系	70	69
	器官システム制御学系先	116	116
	端医療開発学系	84	84

備考 括弧内の数字は、医療管理政策学コースに係る収容定員の数を内数で示す。

3 第8条第3号の規定にかかわらず、生命情報科学教育部の平成16年度及び平成17年度の収容定員は、それぞれ次のとおりとする。

豆八	専 攻 名	収 容 定 員		
区分		平成16年度	平成17年度	
博士(前	バイオ情報学	31	32	
期)課程	高次生命科学	30	30	
博士(後期)課程	バイオ情報学	13	20	
	高次生命科学	12	18	

- 4 国立大学法人の成立前の東京医科歯科大学の大学院に平成16年3月31日に在学し、引き続き本学の大学院の在学者となった者(以下「在学者」という。)及び平成16年4月1日以後在学者の属する学年に再入学、転入学及び編入学する者の教育課程の履修については、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この学則の施行前に廃止前の東京医科歯科大学大学院学則(昭和30年学規第1号) の規定によりなされた手続その他の行為は、この学則の相当規定によりなされた手続そ の他の行為とみなす。

附 則(平成17年3月23日規程第3号)

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日において現に本大学院に在学する者(以下「在学者」という。) 及び平成17年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者 については、改正後の別表第2及び別表第5の規定にかかわらず、なお従前の例によ る。

附 則(平成18年3月28日規程第2号)

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日において現に本大学院に在学する者(以下「在学者」という。) 及び平成18年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者 については、改正後の別表第1、別表第2、別表第3及び別表第5の規定にかかわら ず、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月29日規程第4号)

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日において現に本大学院に在学する者(以下「在学者」という。) 及び平成19年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者に ついては、改正後の別表第1、別表第2、別表第3及び別表第5の規定にかかわらず、な お従前の例による。

附 則(平成20年1月16日規程第2号)

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条第3号の規定にかかわらず、生命情報科学教育部の平成20年度及び 平成21年度の収容定員は、次のとおりとする。

区分	専攻名	収容定員		
区方		平成20年度	平成21年度	
博士(前期)	バイオ情報学	37	42	
課程	高次生命科学	39	48	
博士(後期)	バイオ情報学	22	23	
課程	高次生命科学	19	20	

附 則(平成20年3月26日規程第4号)

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日において現に本大学院に在学する者(以下「在学者」という。) 及び平成20年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者に ついては、改正後の別表第1、別表第2、別表第3及び別表第5の規定にかかわらず、 なお従前の例による。

附 則(平成21年3月19日規程第5号)

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条第1号の規定にかかわらず、医歯学総合研究科修士課程の平成21年 度の収容定員は、次のとおりとする。

区分	声 夕	収 容 定員
	専 名 	平成21年度
修士課程		
	医歯科学	110
	(5)	
	(医療政策学コース)	(20)

3 平成21年3月31日において現に本大学院に在

3 平成21年3月31日において現に本大学院に在学する者及び平成21年4月1日以 降在学者の属する学年に再入学、転入学または編入学する者については、改正後の別表 第2、別表第3、別表第4及び別表第5の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月30日規程第4号)

- 1 この学則は平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日において現に本学に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成22年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成22年12月22日規程第11号)

- この学則は、平成22年12月22日から施行し、平成22年10月1日から適用する。 附則(平成23年4月1日規程第2号)
- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第8条第1号の規定にかかわらず、医歯学総合研究科博士課程の平成23年度から平成25年度の収容定員は、それぞれ次のとおりとする。

		100000		
		収	容 定	員
区 分	専 攻 名	平成23	平成24	平成25
		年度	年度	年度
博士課程				
	口腔機能再構築学系	171	174	177
	顎顔面頸部機能再建学系	1 1 6	1 1 2	108
	生体支持組織学系	6 9	6 6	6 3
	環境社会医歯学系	7 9	7 8	7 7
	老化制御学系	4 6	5 2	5 8
	全人的医療開発学系	3 3	3 4	3 5
	認知行動医学系	7 4	7 2	7 0
	生体環境応答学系	6 6	6 4	6 2
	器官システム制御学系	1 1 6	1 1 6	1 1 6
	先端医療開発学系	8 6	8 8	9 0

3 第21条の規定にかかわらず、平成23年3月31日において現に本大学院に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成23年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成23年12月16日規程第9号)

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規程第2号)

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日において現に本学大学院に在学する者については、改正後の規 則にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の第6条第1号の規定にかかわらず、医歯学総合研究科修士課程の平成24

年度の収容定員、医歯学総合研究科博士課程医歯学系専攻の平成24年度から平成26年度までの収容定員並びに医歯学総合研究科博士課程生命理工学系専攻の平成24年度及び平成25年度の収容定員については、それぞれ次のとおりとする。

(1) 医歯学総合研究科

区分	専 攻 名	収容定員
	,	平成24年度
修士課程	医歯理工学 (医療管理学コース) (医療政策学コース)	1 1 0 (5) (1 0)

備考 括弧内の数字は、医療管理政策学コースに係る 収容定員の数を内数で示す。

	事 th 名	収 容 定 員			
区		専攻名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
博士課程 医歯学		医歯学系	189	3 7 8	5 6 7

区分	専攻名	収	容	定	員	
		平成 2 4	年度	平成2	2 5 年度	
博士課程		生命理工学系	2 5	5	5	5 0

附 則(平成26年3月31日規程第2号)

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日において現に本学大学院に在学する者については、改正後の規則にかかわらず、なお従前の例による。また、同日に置かれている保健衛生学研究科博士(前期)課程総合保健看護学専攻は、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第5条の規定にかかわらず、平成26年度及び平成27年度の保健衛生学研究科の課程、専攻及び講座は、次のとおりとする。また、平成28年3月31日に置かれている保健衛生学研究科博士(後期)課程総合保健看護学専攻は、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

課程	専 攻 名	講座名
博士課程	看護先進科学	基礎看護開発学 臨床看護開発学 先導的看護システム開発学
★ 本 1 本 1 生	共同災害看護学	

博士(前期·後 期)課程	生体検査科学	生命情報解析開発学 分子·遺伝子応用検査学
博士(後期)	総合保健看護学	地域・在宅ケア看護学 看護機能・ケアマネジメント開発学 健康教育開発学

4 改正後の第6条第2号の規定にかかわらず、保健衛生学研究科博士(後期)課程総合 保健看護学専攻の平成26年度及び平成27年度の入学定員並びに保健衛生学研究科 博士課程、博士(前期)課程及び博士(後期)課程の平成26年度から平成29年度ま での収容定員は、それぞれ次のとおりとする。

					入学定員		
区	分	専	攻	名	平成26	平成27	
					年度	年度	
	(後期) 課程	総合	保健看	護学	8	8	
Ā	木 11王						

						収容	 定員	
区	分	専	攻	名	平成26	平成27	平成28	平成29
					年度	年度	年度	年度
# ⊥	== ≠□	看護	隻先進科	学	1 3	2 6	3 9	5 2
	課程	# =	1 巛 宇 毛	## 正	2	4	6	8
			共同災害看護学	(10)	(20)	(30)	(40)	
博士((前期)	総合	6保健看	護学	1 7	-	-	-
課程	程	生体	体查科	学	2 4	2 4	2 4	2 4
博士(後期)	総合	6保健看	護学	2 4	2 4	1 6	8
課	程	生体	本検査科	学	1 8	18	18	1 8
備考	括弧内	の数5	<u></u> 字は、共	同大学	学院構成大学	学全体の収容	字定員を外数	<u></u> 枚で示す。

|備考 括弧内の数字は、共同大字院構成大字全体の収容定員を外数で示す。 |

5 改正後の第22条の規定にかかわらず、保健衛生学研究科博士(後期)課程総合保健 看護学専攻を修了した者の学位は、次のとおりとする。

区分	学 位
----	-----

保健衛生学 博士 (後期) 課程	博士(看護学)
------------------	---------

附 則(平成27年3月30日規則第52号)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規程第5号)

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日において現に本学大学院に在学する者については、改正後の規 定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の第6条第1号の規定にかかわらず、医歯学総合研究科博士課程医歯学系専攻 の平成28年度から平成30年度までの収容定員については、それぞれ次のとおりとす る。

		収容定員			
区分	専 攻 名	平成28	平成29	平成30	
		年度	年度	年度	
博士課程	医歯学系	7 4 8	7 4 0	7 3 2	

4 改正後の第6条第1号の規定にかかわらず、医歯学総合研究科博士課程東京医科歯科 大学・チリ大学国際連携医学系専攻の平成28年度から平成31年度までの収容定員及 び医歯学総合研究科博士課程東京医科歯科大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系 専攻の平成28年度から平成31年度までの収容定員については、それぞれ次のとおり とする。

_	- / 000					
				収容	定員	
	区 分	専 攻 名	平成28	平成29	平成30	平成31
			年度	年度	年度	年度
		東京医科歯科大学・チリ大学国際連携医学系	3	6	9	1 2
博	博士課程	東京医科歯科大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系	3	6	9	1 2

附 則(平成28年5月11日規程第8号)

- この学則は、平成28年5月11日から施行し、平成28年5月1日から適用する。 附 則(平成28年12月12日規程第12号)
- この学則は、平成28年12月12日から施行し、平成28年4月1日から適用する。 附 則(平成29年3月31日規程第2号)
- この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年5月1日規程第2号)

- 1 この学則は、平成30年5月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 平成30年3月31日において現に本学大学院に在籍する者については、改正後の規 定にかかわらず、なお従前の例による。また、同日に置かれている医歯学総合研究科修 士課程医歯理工学専攻、医歯学総合研究科博士課程医歯学系専攻、医歯学総合研究科 博士課程生命理工学系専攻、保健衛生学研究科博士(前期)課程生体検査科学専攻及び 博士(後期)課程生体検査科学専攻は、同日に当該専攻に在籍する者が在籍しなくなる

までの間、存続するものとする。

3 改正後の第6条第1号の規定にかかわらず、医歯学総合研究科修士課程医歯理工学 専攻の平成30年度の収容定員、医歯学総合研究科博士課程医歯学系専攻の平成30 年度から平成32年度までの収容定員並びに医歯学総合研究科博士課程生命理工学 系専攻の平成30年度及び平成31年度の収容定員については、それぞれ次のとおり とする。

区	分	専	攻	名	収容定員
	Л	रा	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	平成30年度	
修		医歯虫	里工学		1 0 5
	士	(医療管	雪理学:	コース)	(0)
課	程	(医療政	汝策学=	コース)	(10)

備考 括弧内の数字は、医療管理政策学コースに係る 収容定員の数を内数で示す。

		収 容 定 員				
区	分	専攻名	平成30年度	平成31年	平成32年	
			十灰30千度	度	度	
博士課程 医歯学系		5 5 1	3 6 2	181		

	Λ.	市 17 名	収	容	定	員
区 分 	専攻名	平成30	年度	平成	3 1 年度	
博士課程		生命理工学系	5 0)		2 5

4 改正後の第6条第1号の規定にかかわらず、医歯学総合研究科修士課程医歯理工保健 学専攻の平成30年度の収容定員、医歯学総合研究科博士課程医歯学専攻の平成30年 度から平成32年度までの収容定員並びに医歯学総合研究科博士課程生命理工医療科 学専攻の平成30年度及び平成31年度の収容定員については、それぞれ次のとおりと する。

区	分	専 攻 名	収容定員
	Л	等 攻 右	平成30年度
		医歯理工保健学	1 3 1
修	±	(医療管理学コース)	(5)
課	程	(医療政策学コース)	(10)
		(グローバルヘルスリーダー養成コース)	(9)

備考 括弧内の数字は、医療管理政策学コース及びグローバルヘルスリーダー養成コースに係る収容定員の数を内数で示す。

		市中夕	収	容	定	員	
K	77	専攻名	平成30年度	平成	3 1	年	平成32年

			度	度
博士課程	医歯学	1 8 1	3 6 2	5 4 3

		東 15 名	収	容	定	員
区 分	71	専攻名	平成30	年度	平成	3 1 年度
博士課程		生命理工医療科学	2 5	5		5 0

5 改正後の第6条第2号の規定にかかわらず、保健衛生学研究科博士(前期)課程生体 検査科学専攻の平成30年度の入学定員並びに保健衛生学研究科博士(後期)課程生体 検査科学専攻の平成30年度から平成31年度までの収容定員は、それぞれ次のとおり とする。

च	分	由	攻	Ø	収容定員
区	ימי	専	以	名	平成30年度
博士課程	(前期)	生体	検査科	学	1 2

		専攻名 -	収	容	定	員
区 分	71		平成30) 年度	平成	3 1 年度
博士 課程	(後期)	生体検査科学	1 2	2		6

附 則(平成30年9月13日規程第5号)

- この学則は、平成30年9月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。 附 則(平成31年3月31日規程第2号)
- この学則は、平成31年3月31日から施行し、平成30年4月1日から適用する。 附 則(令和2年3月31日規程第1号)
- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条第1号の規定にかかわらず、医歯学総合研究科博士課程東京医科歯科 大学・マヒドン大学国際連携医学系専攻の令和2年度から令和5年度までの収容定員に ついては、次のとおりとする。

						収容	F定員	
区	分	専	攻	名	令和 2	令和3	令和4	令和 5
					年度	年度	年度	年度
	博士課程		医科	歯科				
+ 本			大学・マヒド		3	6	9	1 2
		ン大	学国	際 連	3	0	9	1 2
			学系					

附 則(令和3年3月31日規程第4号)

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定にかかわらず、保健衛生学研究科共同災害看護学専攻は、令和 3年3月31日において当該専攻に在籍する者が在籍しなくなるまでの間、存続するも のとする。
- 3 改正後の第6条の規定にかかわらず、保健衛生学研究科共同災害看護学専攻の令和3 年度から令和6年度までの収容定員については、次のとおりとする。

年度 区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収容定員	8 (40)	6 (30)	(20)	2 (10)

備考 括弧内の数字は、共同大学院構成大学全体の収容定員を概数で示す。

附 則(令和4年3月28日規程第7号)

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年7月15日規程第11号)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日規程第3号)

- 1 この学則は令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日において現に本学に在学する者(以下「在学者」という。)及び 令和6年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者につい ては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。